

◆法人県民税法人税割

区分	税率(%)	
	平成11年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度	
	標準税率	超過税率
法人税割	5.0	5.8

※ 標準税率は、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額又は個別帰属法人税額が年1,500万円以下の法人に適用されます。

※ 平成22年9月30日以前に解散した法人の清算確定申告における税率は超過税率になります。

◆法人事業税

区分	法人の種類	所得等の区分	税率(%)			
			平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度			
			標準税率	超過税率		
所得金額・清算所得※ 課税法人	普通法人 公益法人等 人格のない社団等	所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	2.7	2.95
				年400万円を超え年800万円以下の所得	4.0	4.365
			年800万円を超える所得	5.3	5.78	
		軽減税率不適用法人				
		清算所得※		(5.3)	5.78	
	特別法人 (法人税法別表三に掲げる協同組合等及び医療法人)	所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	2.7	2.95
				年400万円を超える所得	3.6	3.93
			軽減税率不適用法人			
		特定の協同組合等の所得のうち年所得10億円超の金額		4.3	4.695	
		清算所得※		(3.6)	3.93	
		特定の協同組合等の所得のうち年所得10億円超の金額	(4.3)	4.695		
収入金額課税法人	電気・ガス供給業または保険業を行う法人	収入割	収入金額	0.7	0.765	
外形標準課税法人	地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団法人・一般財団法人を除く))	所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	(1.5)	1.69
				年400万円を超え年800万円以下の所得	(2.2)	2.475
				年800万円を超える所得	(2.9)	3.26
			軽減税率不適用法人(注1)			
		清算所得※		(2.9)	3.26	
		付加価値割		—	0.504	
資本割		—	0.21			

※標準税率は、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、所得が年5,000万円以下、収入金額課税法人については、収入金額が年4億円以下の法人に適用されます。

※清算所得に対して課税されるのは、平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。平成22年10月1日以後に解散した法人は、所得金額に課税されます。

※()内の税率は、兵庫県では法人事業税への適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

◆地方法人特別税

課税標準	対象法人	税率(%)
		平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人以外の法人	81
	外形標準課税法人	148
基準法人収入割額	収入金額課税法人	81